

仕 様 書

- 1 件 名 トナーカートリッジ等購入《単価契約》
- 2 契約期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- 3 納品場所 草加八潮消防局情報指令課
- 4 支払方法 契約単価に発注数を乗じた金額に消費税及び地方消費税を加えて、納品確認後、その都度支払うものとする。
また、請求書送付先は草加八潮消防局情報指令課とする。

5 規格等

機種	名目	色	品番	個数
MC862dn	トナーカートリッジ	ブラック	TNR-C3PK2	45
		イエロー	TNR-C3PY2	5
		マゼンタ	TNR-C3PM2	5
		シアン	TNR-C3PC2	5
	イメージドラム	ブラック	ID-C3MK	30
		イエロー	ID-C3MY	3
		マゼンタ	ID-C3MM	3
		シアン	ID-C3MC	3
C841dn	トナーカートリッジ	ブラック	TNR-C3LK2	2
		イエロー	TNR-C3LY2	1
		マゼンタ	TNR-C3LM2	1
		シアン	TNR-C3LC2	1
	イメージドラム	ブラック	ID-C3LK	1
		イエロー	ID-C3LY	1
		マゼンタ	ID-C3LM	1
		シアン	ID-C3LC	1
B841dn	EPトナーカートリッジ	ブラック	EPC-M3C2	1
B431dn	トナーカートリッジ	ブラック	TNR-M4E1	7
	イメージドラム	ブラック	ID-M4E	7

※ 発注予定数は、過去の実績から見込んだ数であって、契約期間中の発注数を保証するものではありません。

6 回 収

当該消耗品の受注後、納品する際には、発注元で使用済みになった消耗品を回収し、適正に処分すること。

ただし、使用済みになった消耗品が発注元にはこの限りではない。

なお、回収に要するすべての費用については、当該消耗品の受注者が負担するものとする。

7 そ の 他

(1) 受注後は、指定の納品場所に速やかに納品すること。

(2) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

(3) 不当要求等に関し、次の事項を遵守すること。

ア 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは、被害が発生するおそれがある場合は、組合管理者に報告するとともに、所轄の警察に通報すること。

イ 受注者は、組合及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

(4) 仕様書に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。

8 問合せ先

草加八潮消防局情報指令課情報システム係

電話 048(996)0134(直通)